

大熊町復興推進計画

令和元年 10 月 9 日
福島県大熊町

1. 計画の区域 大熊町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本町においても、沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故の影響による避難指示が継続中であり、現在でも 1 万人を超える住民が町内外において避難生活を強いられている。平成 29 年 5 月、避難指示区域内での例外的な事業の実施が認められ、平成 31 年 4 月には避難指示が一部解除されたものの、町内の主要な工場や中小企業は大きな被害を受けており、全町避難となったことも重なり、雇用者数は 0 人となった。また、依然として本町の大半を占める帰還困難区域内で実施できる事業は、復興に関するものに限られており、住民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような中、「福島県復興計画（第 3 次）」（平成 27 年 12 月）では、「イノベーション・コースト構想による新産業の創出」を復興に向けた重点プロジェクトとしており、その中で「浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積（スマート・エコパーク）の実現」を目指している。

この第 3 次復興計画に基づき、福島県は「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」を立ち上げ、スマート・エコパーク実現に向け意見交換や発表会等を行い、石炭灰リサイクル事業、小型家電リサイクル事業、太陽光パネルリサイクル事業、廃棄物処理システム事業について事業化に向けた支援を行っている。

また、「福島県廃棄物処理計画」（平成 27 年 3 月）では、福島第一原子力発電所事故に伴う火力発電所の新規建設や稼働率上昇により「ばいじん」の増加が予測されることから、「ばいじん」の再生利用を促進するとともに排出抑制に取り組み適正な処理を目指している。

本町も「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」の構成員として、関係事業の事業化支援に取り組んでいるほか、「福島県廃棄物処理計画」や「一般廃棄物処理基本計画（双葉地方広域市町村圏組合作成）」に基づき廃棄物の再利用促進と排出抑制に取り組んでいる。

また、同事業については「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」と同時に公表された「大熊町帰還困難区域中長期復興構想」の一部として位置づけられており、同構想は 2019 年 3 月に策定された「大熊町第二次復興計画改訂版」に組み込

まれ公表されている。

このような状況から、主に特定復興再生拠点区域の整備事業で発生するアスファルト・コンクリートがらや片づけごみ等の不燃性廃棄物をリサイクルする新たな企業立地を支援することを通して、リサイクルの推進による地域環境の保全を目指すとともに、本町の復興の推進を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

特定復興再生拠点区域の整備事業で発生するアスファルト・コンクリートがらや片づけごみ等の不燃性廃棄物に関するリサイクルの推進による地域環境の保全や雇用機会の創出を図るために、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社相双スマートエコカンパニー(以下「対象事業者」という。)に対し、本町夫沢地区において、リサイクルセンター施設を整備するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は、主に特定復興再生拠点区域の整備事業で発生するアスファルト・コンクリートがらや片づけごみ等の不燃性廃棄物を主原料として、適切な放射線量管理と選別を確実に行うことで有用物を再資源化し、年間8万トンの不燃性廃棄物をリサイクルすることが見込まれている。

このことは、「福島県復興計画（第3次）」（平成27年12月）の「イノベーション・コースト構想の推進」のためのプロジェクトとして挙げられている「浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積（スマート・エコパーク）の実現」に貢献するものである。

また、この「福島県復興計画（第3次）」に基づき、福島県は「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」を立ち上げ、スマート・エコパーク実現に向け意見交換や発表会等を行い、石炭灰リサイクル事業、小型家電リサイクル事業、太陽光パネルリサイクル事業、廃棄物処理システム事業について事業化を進めており、本町も当該研究会の構成員として、関係事業の事業化支援に取り組んでいる。

したがって、本事業は本計画の目標にある「リサイクルの推進による地域環境の保全を目指すとともに、本町の復興の推進を図る」ことに必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 4 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子給付金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域の整備事業で発生するアスファルト・コンクリートがらや片づけごみ等の不燃性廃棄物をリサイクルするものであり、リサイクルの推進による地域環境の保全だけでなく、除染作業の加速化及び特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な再生に大きく寄与するものである。

また、特定復興再生拠点区域の再生という点においては、本町のみならず同区域を抱える他町村についても同様の貢献が期待できるものであり、浜通り地区における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する事業である。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、大熊町、福島県、株式会社日本政策投資銀行及び対象事業者を構成員とする大熊町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。